

議案第4号

三朝町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定により、令和5年3月31日をもって次のとおり三朝町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年1月27日

三朝町長 松浦 弘幸

指定を取り消す郵便局の名称

- (1) 三朝温泉郵便局
- (2) 穴鴨郵便局